枚方市ペット霊園の設置等に関する条例（案）について意見を述べます。

私どもは全国９０社以上のペット霊園で構成する一般社団法人全国ペット霊園協会といいます。

枚方市の条例案は概ね妥当であると思われますが、２点追加を検討していただきたく以下に記載します。

１．移動火葬車の規制 → 火葬場所の制限の説明は「土地所有者が火葬を行うことに同意していること」とだけ記載されていますが、実際には移動火葬車の９０％以上は路上に駐車して無許可で火葬をしています。実際の火葬時間は約１時間かかりますので本来であれば道路管理者から道路占用許可を受けて火葬しなければならないはずです。火葬場所の制限は具体的に記載しないと自分に都合よく解釈されます。

道路での火葬は占用許可を必要とする旨明記するべきと考えます。

２．これは私どもの協会に何件も掛かってくる電話ですが、「移動火葬車が自宅近くで煙と匂いを発散させて火葬し大変迷惑している。どこに通報すれば良いか」といった内容です。枚方市が条例を制定したのち市民が通報する際に困ることは、ほとんどの移動火葬車には社名の記載がなく当事者が誰であるのかが分かりません。移動火葬車も市に届け出る事になるのですから届出番号か許可番号が振られるものと考えますが、その番号を市民から分かる位置に分かるサイズで移動火葬車両に記載する義務を課すべきです。

移動火葬車を特定出来ないと枚方市は移動火葬車に指導ができないことになります。

以上２点ご検討をお願いいたします。

一般社団法人　全国ペット霊園協会

会長　神山孝

横浜市瀬谷区阿久和南2-9-1

ＴＥＬ　045-361-7560